

「工事及び設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」

1 目的

工事及び設計業務等を円滑かつ効率的に進めることはもとより、時間外勤務を抑制するため、受発注者間において予め1週間のルール（スタンス）を定め、計画的に履行することで、現場環境等を改善し、より一層、魅力ある仕事や現場の創造に努めることを目的とする。

2 対象

熊本県土木部発注の全ての工事及び測量、地質調査、設計、調査・計画、発注者支援業務等に適用する。（災害対応等緊急を要する場合は除く。）

3 取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

（1）標準項目

①依頼日・時間及び期限に関すること

・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

②会議・打合せに関すること

・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）

・打合せはWEB会議等の活用努めること。

③業務時間外の連絡に関すること

・業務時間外の連絡を行わない。（ASP・メール等含む。）

・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

（2）追加項目

その他について、受発注者間において確認のうえ決定しても良い。

4 進め方

（1）受注者によって、勤務時間、定時退社日などが異なることから、柔軟性をもった取組とすること。

（2）工事や業務の進捗に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施しつつ、取組を行うこと。

（3）着手時の打合せにおいて、設定した取組内容は打合せ記録簿等に整理し、受発注者間で共有すること。

5 適用

本要領は、令和7年4月1日以降施行伺い決裁分から適用する。

なお、令和7年4月1日より前に施行伺い決裁済みの案件においても、適用可能なものについては積極的に取り組むものとする。